

1871(明治4)年に身分解放令が公布されたが、被差別身分の人々に対する差別の社会慣行が変わることはなかった。また、1872(明治5)年に芸娼妓解放令が出され、人身売買は形式的に禁止されたが、国家が遊廓や芸娼妓を管理する体制となった。さらに、1910(明治43)年の韓国併合以後、植民地朝鮮から渡来してきた在日朝鮮人の多くは民族差別の対象となった。

本論文の課題は、被差別部落民、在日朝鮮人、芸娼妓を被差別者として取り上げ、近代の社会秩序や制度に組み込まれた「差別」を経済的側面からみたときに、経済的差別は被差別者の就業構造や経済活動にどのような経済的損失をもたらし、地域社会は経済的差別とどう関わってきたのかを明らかにすることである。

被差別部落民、在日朝鮮人、芸娼妓のいずれも一般社会から排除され、被差別部落、在日朝鮮人集住地、遊廓という「被差別の空間」に隔離され、「差別」が地理的に固定化された。また、朝鮮半島の独立運動や部落解放運動への警戒、公娼制度維持のため、警察など公権力が被差別者に介入することによって「差別」が制度的に固定された。

被差別部落民は身分差別、在日朝鮮人は民族差別、芸娼妓は職業差別と、差別の由来や形態は三者三様であるが、差別の経済的側面は共通することが多い。賃金格差などの経済的側面に着目すると、被差別部落民や在日朝鮮人の雇用主、芸娼妓の抱え主などの直接の差別者は、被差別者の職業選択の自由を剥奪して経済的収奪を行っており、経済的差別は被差別者の経済的損失に直結していた。

経済的差別によってその便益を得るのは直接の差別者に限らない。職工、日雇いなどの労働市場では、被差別部落民や在日朝鮮人の賃金差別、就業差別によって、一般労働者は就業機会を確保し、相対的な高賃金を得ることにつながった。また、被差別部落民や在日朝鮮人の低賃金労働によって、大阪などの西日本の大都市の重化学工業化、都市化は大きく進展した。

両大戦間期には、カフェーバーの台頭などによって、新吉原などの遊廓は低料金化、遊客数の増加という大衆化が進展し、成人男性が低額の遊興費で享乐的な娯楽の機会を得ることになった。遊廓が立地する地域では、芸娼妓の納税による財政的な恩恵、遊廓の飲食代、衣装代など経済の波及効果があった。例えば、1920、1930年代の京都府では、芸娼妓など遊廓関係者が納付した府税額は、府全域の商工業業者の府税額の1/4前後にまで達していた。遊廓を擁する地域の住民も被差別者に対する経済的差別の恩恵を受けていたのである。

近代の日本社会では、被差別当事者による解放運動以外に、社会の内側から、「差別」が組み込まれた社会秩序をあえて壊そうという動きは広がらなかった。その背景には、「差別」が、直接の差別者のみならず、一般の労働者や地域社会にも経済的便益をもたらしていたことがあると考えられる。